

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月13日
【四半期会計期間】	第20期第2四半期（自平成23年12月1日至平成24年2月29日）
【会社名】	株式会社エヌ・ピー・シー
【英訳名】	NPC Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 雅文
【本店の所在の場所】	東京都荒川区南千住一丁目1番20号
【電話番号】	(03)-5615-5069
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 佐藤 寿
【最寄りの連絡場所】	東京都荒川区南千住一丁目1番20号
【電話番号】	(03)-5615-5069
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 佐藤 寿
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第2四半期連結 累計期間	第20期 第2四半期連結 累計期間	第19期
会計期間	自平成22年9月1日 至平成23年2月28日	自平成23年9月1日 至平成24年2月29日	自平成22年9月1日 至平成23年8月31日
売上高(千円)	8,375,802	4,227,036	16,575,500
経常損失( ) (千円)	831,984	699,161	1,072,313
四半期(当期)純損失( ) (千円)	604,548	503,646	861,058
四半期包括利益又は包括利益(千円)	623,927	585,197	885,725
純資産額(千円)	7,523,045	6,826,709	7,261,246
総資産額(千円)	19,872,710	17,925,812	21,628,359
1株当たり四半期(当期)純損失金額 ( ) (円)	32.53	27.09	46.33
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	37.9	38.1	33.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	64,484	1,887,146	3,117,727
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,645,983	76,217	2,139,840
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,251,173	977,922	6,208,127
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(千円)	3,227,978	1,778,759	2,635,120

回次	第19期 第2四半期連結 会計期間	第20期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年12月1日 至平成23年2月28日	自平成23年12月1日 至平成24年2月29日
1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	19.54	14.51

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第19期第2四半期連結累計期間及び第19期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第20期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

5. 第19期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成24年1月10日開催の取締役会において、当社連結子会社であるNPC Europe GmbHと、同じく当社連結子会社であるMeier Solar Solutions GmbHの合併を決議いたしました。

#### (1) 合併の目的

NPC Europe GmbHは欧州における当社の販売及び保守サービス拠点として、欧州顧客を中心に当社の主力製品である太陽電池製造装置の販売支援及び保守サービスを行っております。また、Meier Solar Solutions GmbHはドイツに工場を保有し、太陽電池製造装置の開発、設計、製造、販売、保守サービスを行っております。本合併は経営資源の有効活用と効率化を図ることで、経営基盤の強化を図るものであります。

#### (2) 合併の要旨

##### 合併の日程

平成24年1月10日 取締役会決議  
平成24年3月中旬 合併契約締結日  
平成24年5月中旬(予定)効力発生日

##### 合併方法

Meier Solar Solutions GmbHを存続会社、NPC Europe GmbHを消滅会社とする吸収合併方式とします。

##### 合併に係る割当ての内容

本合併は当社の完全子会社間で行われるため、本合併による金銭等の割当てはありません。

##### 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

#### (3) 合併当事会社の概要

	存続会社	消滅会社
商号	Meier Solar Solutions GmbH	NPC Europe GmbH
所在地	ドイツ ボホルト	ドイツ ケルン
代表者	Florian von Gropper Petra Meurer	秋田 純一 Petra Meurer 伊藤 雅文
主な事業内容	太陽電池製造装置の開発・設計・製造・販売・保守サービス	太陽電池製造装置の販売支援業務及び保守サービス
出資金	6,125千ユーロ	6,140千ユーロ
設立年月日	2010年8月31日	1999年8月1日
決算期	7月31日	7月31日
従業員数 (平成24年1月末)	89名	16名
出資者構成	NPC Europe GmbH 100%	株式会社エヌ・ピー・シー 100%

#### (4) 合併後の状況

商号	NPC-Meier Europe GmbH(仮称)
所在地	ドイツ ケルン
代表者	秋田 純一 Florian von Gropper Petra Meurer
主な事業内容	太陽電池製造装置の開発・設計・製造・販売・保守サービス
決算期	7月31日
出資者構成	株式会社エヌ・ピー・シー 100%

(5) 合併後の見通し

本合併による当社連結業績への影響は軽微であります。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、欧州の金融不安や円高の影響により、製造業を中心とした企業業績の下振れが懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループが属する太陽電池業界におきましては、太陽電池の設置の中心であった欧州の景気後退の影響により、2011年前半に太陽電池の在庫が積みあがり、当社の顧客である太陽電池メーカーの設備投資意欲が想定以上に落ち込んだ結果、当第2四半期連結累計期間における受注は低水準で推移しました。しかしながら、欧州信用問題が緩和され大規模太陽光発電に対するプロジェクト・ファイナンスが好転してきたこと、太陽電池価格が一段と低下したこと、更に各国フィードイン・タリフレートの引き下げ前の駆け込み需要が想定以上に発生したことにより、2011年末に向けて太陽電池の需要が急拡大し在庫が縮小しました。一方で、欧州が中心であった太陽電池の設置需要が、中国や日本を中心としたアジア、及び北米へと世界的に拡大していること、また太陽電池モジュールの高効率化、生産効率の向上、自動化・省力化を目的とした装置の引合いが増加していることから、第3四半期以降は太陽電池メーカーの設備投資が活発化し、当社グループの受注も回復すると見込んでおります。

そのような状況下、当第2四半期連結累計期間におきましては、受注及び売上高は低水準に推移しましたが、一方で、経営資源の集中による事業の効率化により大幅な経費削減に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は4,227,036千円（前年同期比50.5%）、営業損失は672,742千円（前年同期は981,356千円の営業損失）、経常損失は699,161千円（前年同期は831,984千円の経常損失）、四半期純損失は503,646千円（前年同期は604,548千円の四半期純損失）となりました。

なお、太陽電池製造装置事業と真空包装機事業は、平成23年12月1日付の組織変更により太陽電池事業に統合したため、当第2四半期連結会計期間より太陽電池事業の単一セグメントとしております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の期末残高は、前連結会計年度末に比べ856,361千円減少し、1,778,759千円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

##### 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により使用した資金は1,887,146千円（前年同期は64,484千円の支出）となりました。これは主として、売上債権の減少1,655,613千円、前受金の増加163,474千円があった一方で、税金等調整前四半期純損失の計上699,161千円、仕入債務の減少3,857,730千円があったことによるものであります。

##### 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により取得した資金は76,217千円（前年同期は1,645,983千円の支出）となりました。これは主として、その他による収入128,493千円があった一方で、有形固定資産の取得による支出60,248千円があったことによるものであります。

##### 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により取得した資金は977,922千円（前年同期は3,251,173千円の収入）となりました。これは主として、社債の発行による収入1,491,850千円があった一方で、長期借入金の返済による支出352,339千円があったことによるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

## 基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成4年設立以来真空技術の研鑽に努め、より良い真空包装機の開発と応用、及びその提供を通じて食品業界のみならずさまざまな産業界へ貢献してきました。真空包装機の応用の一環として開発しました太陽電池製造用真空ラミネーターは、太陽電池モジュール製造工程に不可欠であるラミネーション工程に必須の装置として、今日の世界の太陽電池生産において重要な役割を果たしております。また、真空ラミネーターのみならず、当社がこの太陽電池モジュール製造工程において供給しております、セルテスター、セル自動配線装置、モジュールテスター及びその他周辺装置、並びにこれらの装置を含む一貫ラインは、現在の太陽電池の量産化やコストダウンの実現という役割を果たしてきました。また、当社がそのような役割を果たせたことにより、今日の当社の事業基盤を確立することができました。

当社は、「真空技術と環境問題への係わり」という企業方針に則り、地球環境保護に努め、環境にやさしい企業活動を行うことを環境方針としている一方、より生産性の高い装置を、世界中の太陽電池モジュール製造会社に供給することにより、クリーンエネルギーの代表とも言える太陽電池の適正な世界的普及の役割の一端を担ってきました。また、その役割を果たし続けることが、当社の使命であり存在価値であり、当社の成長の源泉であり、ひいては企業価値の向上につながるものと考えております。

これらの経営方針のもと、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

### 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(本プラン)

#### ( )本プランの目的

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が順守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

#### ( )本プランの概要

本プランは、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買付者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買付者は、本プランにかかる手続に従い、当社取締役会において本プランに定める対抗措置を発動又は不発動の決議を行うまで、当社株式等の大規模買付等を開始することはできないものとします。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、当社取締役の恣意的な判断を排除するため、当社経営陣から独立した者(当社社外監査役、社外の有識者等)のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経るものとしております。

独立委員会は、買付者が本プランに定める手続を順守しない場合や当社株式等の大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、原則として当社取締役会に対抗措置の発動を勧告します。また、本プラン所定の場合には、対抗措置発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができることになっております。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。独立委員会が株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、実務上開催が著しく困難な場合を除き、株主意思確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動に関する議案を付議し、当該決定に基づき対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。

本プランの対抗措置は、原則として、買付者による権利行使を認めないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てするものであります。

本プランの有効期間は、原則として、平成22年11月26日開催の第18期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

#### 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「当社が持つ経営資源を有効に活用するとともに、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持する」という方策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を維持するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。特に、本プランについては、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を全て充足すること、第18期定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること、及び取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員3名以上により構成される独立委員会が設置され、本プランの発動是非の判断に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で外部専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) なお、当社は、平成19年11月29日開催の第15期定時株主総会の決議に基づき導入した当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(旧プラン)の有効期間が同総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会である平成22年11月26日開催の第18期定時株主総会終結の時までとされていたことから、平成22年10月8日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧プランの内容を一部改定した上で、更新しております。上記は、更新後の本プランの内容の概要並びに具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由を記載しております。

#### (4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、136,794千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,400,000
計	54,400,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年2月29日)	提出日現在発行数(株) (平成24年4月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,092,676	20,144,499	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数100株
計	19,092,676	20,144,499	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年4月1日からこの四半期報告書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）は、次のとおりです。

決議年月日	平成24年1月30日
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求（別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める転換価額（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に本欄第2項に定める転換価額（ただし、本欄第3項または第4項によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書の場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。</p> <p>2 転換価額 転換価額は、当初537円とする。</p> <p>3 転換価額の修正 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、毎月第4金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が268円（ただし、本欄第4項による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が805円（ただし、本欄第4項による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。</p> <p>4 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$



(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 または による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、( ) 上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるとに限り、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、( ) 上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( )による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記（注）8.「株式の交付方法」の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、（ ）（本項第(2)号においては）当該転換価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また（ ）（本項第(2)号においては）当該転換価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>5 本欄第3項または第4項により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権付社債の社債権者は、平成24年2月17日から平成26年2月17日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間のうち以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日</li> <li>2 株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が必要であると認めた日</li> <li>3 当社が、別記（注）9、「償還の方法および期限」第(2)号乃至第(6)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降</li> <li>4 当社が、別記（注）11、「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降</li> </ol>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項によって転換価額が修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）とする。</li> <li>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める転換価額（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書の場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当します。

2．本新株予約権付社債の特質は以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、転換価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落した場合には、交付される株式数が増加することがあります。

(2) 本新株予約権付社債の転換価額の修正基準および修正頻度について

本新株予約権付社債の転換価額は、発行後、1か月に1回、毎月第4金曜日の翌取引日以降、当該第4金曜日まで（当日を含みます。）の5連続取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（ただし、気配表示を含みます。以下「東証終値」といいます。）の平均値×90%に修正されます（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項を参照）。

(3) 転換価額等の下限等について

本新株予約権付社債の上限転換価額および下限転換価額は、それぞれ平成24年1月30日（以下「発行決議日」といいます。）の東証終値の150%に相当する805円、50%に相当する268円です（別記「新株予約権の

行使時の払込金額」欄第3項を参照)。

#### 割当株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式数の上限は3,700,000株(発行決議日現在の発行済株式数18,585,120株の19.9%)となっており、これを超えて行使されることはありません(別記(注)9。「償還の方法および期限」第(3)号を参照)。

#### 割当株式数の下限

本新株予約権の全てが行使された場合に交付されることとなる株式数の下限は、本新株予約権が上限転換価額(発行決議日の東証終値の150%に相当する805円)(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項を参照)で全て行使されたものとして算定すると、1,863,354株となります。

- (4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第1金曜日(ただし、第1金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とします。)まで(当日を含みます。)に事前通知を行った上で、当該月の第3金曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき金101円で繰上償還することができます(別記(注)9。「償還の方法および期限」第(5)号を参照)。

### 3. 本新株予約権付社債に表示された権利の行使に関する事項についての本新株予約権付社債の所有者との間の取決めの内容

当社は、本新株予約権付社債の所有者である野村證券株式会社(以下「割当先」という。)との間で、以下について合意しております。

#### (1) 割当先による転換制限措置

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債の転換をしようとする日を含む暦月において当該転換により取得することとなる株式数が本新株予約権付社債の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換(以下「制限超過行使」といいます。)を割当先に行わせません。

割当先は、制限超過行使及び別記(注)9。「償還の方法および期限」第(3)号に定める上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権付社債の転換を行わないことに同意し、本新株予約権付社債の転換にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権付社債の転換が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行います。

#### (2) 割当先による新株予約権付社債の転換義務

割当先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に係る制限に抵触しない範囲内で、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める決定日(以下「決定日」といいます。)の4取引日後の日(当日を含みます。)から次に到来する決定日(以下「行使基準日」といいます。)の3取引日後の日(当日を含みます。以下「行使日」といいます。)までの期間(以下「行使約束期間」といいます。)ごとに、少なくとも、本新株予約権1個の行使を行うものとします。なお、割当先は、各行使約束期間内に上記で定められた個数の本新株予約権の行使を行う限り、自らの裁量で、いずれの日にかなる個数の行使を行うか決定することができます。ただし、以下に定める場合は、以下に定める行使約束期間において、上記の個数の本新株予約権の行使を行う義務を負わないものとします。

当該行使日に係る行使基準日まで(当日を含みます。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含みます。以下同じです。)のない日は除き、行使基準日が取引日でない場合には、行使基準日の直前の取引日までの5連続取引日とします。)の毎日の東証終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。)が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める下限転換価額を下回る場合は、当該行使日に係る行使約束期間

別記(注)9。「償還の方法および期限」第(2)号に規定する組織再編行為につき当社の株主総会で承認決議した場合は、当該承認決議をした日以後に到来する行使日に係る行使約束期間

別記(注)9。「償還の方法および期限」第(4)号に規定する吸収分割または新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合において、本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権付社債の全部または一部の繰上償還を請求する事前通知を行った場合は、当該事前通知を行った日以後に到来する行使日に係る行使約束期間

別記(注)9.「償還の方法および期限」第(5)号に規定する本新株予約権付社債の繰上償還に関し、当社が本新株予約権付社債の社債権者に事前通知を行った場合は、当該事前通知を行った日以後に到来する行使日に係る行使約束期間

別記(注)9.「償還の方法および期限」第(6)号に定めるとおり毎日の東証終値が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める下限転換価額を下回った場合は、当該事象発生日以後に到来する行使日に係る行使約束期間

4. 当社の株券の売買に関する事項についての本新株予約権付社債の所有者との間の取決め

割当先は、本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について本新株予約権付社債の所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決め

当社代表取締役社長の伊藤雅文は、割当先との間で割当先に当社普通株式1,000,000株を貸し出す旨の貸借契約(株式の消費貸借契約)を平成24年2月17日に締結しております。

6. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先は、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。ただし、割当先が、本新株予約権付社債の転換により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。また、割当先は、当社の承認に基づき第三者に本新株予約権付社債を譲渡する場合には、あらかじめ当該第三者に上記の転換義務を遵守すること、及び当該第三者がさらに本新株予約権付社債を譲渡する場合にはその譲受人にも同様の義務を負わせることとします。

7. 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(以下「行使請求受付場所」といいます。)においてこれを取り扱います。

(1) 本新株予約権の行使請求は、機構または口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関をいいます。以下同じです。)に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われます。

(2) 機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後これを撤回することができません。

8. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債等振替法および機構の業務規程その他の規則に従って、当該行使請求に係る本新株予約権者が指定する機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより当社普通株式を交付します。

9. 償還の方法および期限

(1) 本社債は、平成26年2月19日にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還します。

(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」といいます。)につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知するものとします。

- (3) 本新株予約権付社債の社債権者が1名である場合において、本新株予約権付社債の社債権者による本新株予約権の行使により、当社が本新株予約権付社債の発行後6か月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式およびその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」と総称します。）に係る議決権の数に、本新株予約権付社債、当社が本新株予約権付社債の発行後6か月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）および当社普通株式以外の種類の株式（以下「同時期発行新株予約権等」と総称します。）の取得または行使が行われることによって当社普通株式が発行された結果増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、37,000個（以下「上限議決権数」といいます。なお、かかる議決権の数の累計に対応する当社普通株式の数の累計は3,700,000株（以下「上限株式数」といいます。）とします。ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当てまたは当社の議決権付株式の単元株式数の単位の変更をする場合には、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合に応じて、または単元株式数の単位の変更の前後における単元株式数の比率に応じて、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当てまたは単元株式数の単位の変更の前後において本号に基づく償還条件が実質的に変更されないように、上限株式数および上限議決権数は減少または増加の方法で調整されるものとし、かかる調整に際して、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日または単元株式数の単位の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権ならびにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権または同時期発行新株予約権等の行使または取得により増加した当社普通株式の数およびそれに係る議決権の数も同様に減少または増加したものとみなして計算します。）を超えることとなるときは（行使可能な議決権数が上限議決権数を超過するような状態を作出することとなる本新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて以下「上限議決権数超過行使等」といいます。）、当社は、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します（なお、本新株予約権付社債の社債権者による本新株予約権の複数個の行使につき、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本新株予約権は行使されたものと取扱います。）。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ2週間以上前に事前通知するものとします。
- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の2週間前まで（当日を含みます。）に事前通知を行うことにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。
- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第1金曜日（ただし、第1金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とします。）まで（当日を含みます。）に事前通知を行った上で、当該月の第3金曜日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき金101円で、繰上償還することができます。
- (6) 本新株予約権付社債の発行後、平成26年1月17日まで（当日を含みます。）の間のいずれかの20連続取引日（ただし、終値（気配表示を含みます。以下同じです。）のない日は除きます。）の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める下限転換価額を下回った場合には、当社は、当該20連続取引日の最終日の翌取引日から起算して3取引日後の日（以下「通知期限日」といいます。）まで（当日を含みます。）に、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、当該20連続取引日の最終日の翌取引日から起算して30日後の日（以下「繰上償還日」といいます。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。  
上記にかかわらず、当社が、通知期限日まで（当日を含む。）に本新株予約権付社債の社債権者に対して上記繰上償還を希望しない旨を通知し、全ての社債権者から繰上償還日の2週間前まで（当日を含む。）に書面による承諾を得た場合には、上記繰上償還を行わないことができる。
- (7) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。
- (8) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買入れることができます。買入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債または本新株予約権の一方のみを消却することはできません。
10. 財務上の特約（担保提供制限）  
当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定します。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいいます。
11. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失います。

- (1) 当社が別記(注)9.「償還の方法および期限」の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項乃至第5項もしくは別記(注)8.「株式の交付方法」または別記(注)10.「財務上の特約(担保提供制限)」に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではありません。
- (5) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されています。

	第2四半期会計期間 (平成23年12月1日から平成24年2月29日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	3
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	507,556
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	443.3
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	3
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	507,556
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	443.3
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。



(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年12月1日～ 平成24年2月29日(注)1	507,556	19,092,676	112,499	2,287,462	112,499	2,209,876

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成24年3月1日から平成24年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,051,823株、資本金及び資本準備金がそれぞれ224,999千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成24年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
隣 良郎	東京都世田谷区	2,421,040	12.68
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	1,078,552	5.64
伊藤 雅文	埼玉県さいたま市浦和区	935,720	4.90
佐藤 寿	神奈川県横浜市都筑区	492,000	2.57
橋本 徹	東京都目黒区	459,120	2.40
橋本アセットマネジメント合同会社	静岡県伊東市大室高原9-642	400,000	2.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	320,000	1.67
メロンバンク エーピーエヌ アムロ グローバル カस्टディ エヌブイ (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	東京都中央区月島4丁目16-13	310,171	1.62
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	288,000	1.50
バンク オブ ニューヨーク ジーシー エム クライアント アカウント ジェ イピーアールディ アイエスジー エフ イー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	273,965	1.43
計	-	6,978,568	36.55

(注)1. 所有株式数の割合は自己株式(146株)を控除して計算しております。

2. ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者であるゴールドマン・サックス・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーから平成24年2月29日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年2月29日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況には含めておりません。なお、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者であるゴールドマン・サックス・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーの大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス証券株式 会社	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー	株式 119,400	0.63
ゴールドマン・サックス・イン ターナショナル	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK	株式 909,165	4.76
ゴールドマン・サックス・アンド ・カンパニー	200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A	株式 97,735	0.51

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成24年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,083,600	190,836	-
単元未満株式	普通株式 8,976	-	-
発行済株式総数	19,092,676	-	-
総株主の議決権	-	190,836	-

【自己株式等】

平成24年2月29日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エヌ・ピー・シー	東京都荒川区南千住一丁目1番20号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。  
役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役副社長	取締役企画情報部長 兼内部統制グループ長	佐藤 寿	平成23年12月1日
取締役太陽電池事業本部長 兼本部統括長	取締役太陽電池関連本部長 兼本部統括長	秋田 純一	平成23年12月1日
取締役太陽電池事業本部 副本部長	取締役太陽電池関連本部 副本部長	矢内 利幸	平成23年12月1日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年9月1日から平成24年2月29日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,635,120	1,778,759
受取手形及び売掛金	3,434,662	1,759,491
商品及び製品	65,725	50,010
仕掛品	6,137,991	6,252,636
原材料及び貯蔵品	945,611	829,277
繰延税金資産	216,683	372,574
その他	1,111,193	125,681
貸倒引当金	26,222	13,901
<b>流動資産合計</b>	<b>14,520,766</b>	<b>11,154,529</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	4,292,838	4,297,857
減価償却累計額	379,005	476,949
<b>建物及び構築物(純額)</b>	<b>3,913,833</b>	<b>3,820,907</b>
土地	2,063,794	2,063,794
その他	573,481	585,124
減価償却累計額	317,658	351,680
<b>その他(純額)</b>	<b>255,822</b>	<b>233,444</b>
<b>有形固定資産合計</b>	<b>6,233,451</b>	<b>6,118,146</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	241,818	191,442
その他	417,564	333,152
<b>無形固定資産合計</b>	<b>659,383</b>	<b>524,595</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	22,034	-
繰延税金資産	45,692	102,612
その他	150,548	21,396
貸倒引当金	3,516	3,278
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>214,758</b>	<b>120,731</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>7,107,592</b>	<b>6,763,473</b>
<b>繰延資産</b>		
社債発行費	-	7,809
<b>繰延資産合計</b>	<b>-</b>	<b>7,809</b>
<b>資産合計</b>	<b>21,628,359</b>	<b>17,925,812</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,373,317	1,359,394
短期借入金	3,293,163	3,176,317
1年内返済予定の長期借入金	705,246	704,841
未払法人税等	22,674	11,634
前受金	1,815,913	1,916,942
受注損失引当金	75,735	82,919
その他	797,173	641,616
流動負債合計	12,083,224	7,893,665
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	1,275,000
長期借入金	2,283,741	1,930,437
繰延税金負債	146	-
固定負債合計	2,283,887	3,205,437
負債合計	14,367,112	11,099,103
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,174,962	2,287,462
資本剰余金	2,097,376	2,209,876
利益剰余金	3,067,697	2,489,711
自己株式	321	321
株主資本合計	7,339,715	6,986,728
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,607	-
繰延ヘッジ損益	460	1,900
為替換算調整勘定	74,321	158,119
その他の包括利益累計額合計	78,468	160,019
純資産合計	7,261,246	6,826,709
負債純資産合計	21,628,359	17,925,812

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 2月28日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 2月29日)
売上高	8,375,802	4,227,036
売上原価	7,737,173	3,672,430
売上総利益	638,629	554,605
販売費及び一般管理費	1,619,985	1,227,348
営業損失 ( )	981,356	672,742
営業外収益		
受取利息	547	503
受取配当金	1,125	-
保険解約返戻金	128,729	53,047
為替差益	13,603	-
その他	23,075	40,010
営業外収益合計	167,081	93,561
営業外費用		
支払利息	11,849	32,419
デリバティブ評価損	176	527
支払手数料	5,312	3,972
為替差損	-	62,542
その他	370	20,519
営業外費用合計	17,709	119,980
経常損失 ( )	831,984	699,161
特別利益		
貸倒引当金戻入額	2,258	-
特別利益合計	2,258	-
税金等調整前四半期純損失 ( )	829,725	699,161
法人税、住民税及び事業税	7,003	22,410
法人税等調整額	232,179	217,925
法人税等合計	225,176	195,515
少数株主損益調整前四半期純損失 ( )	604,548	503,646
四半期純損失 ( )	604,548	503,646

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	604,548	503,646
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	4,607
繰延ヘッジ損益	160	2,360
為替換算調整勘定	19,539	83,797
その他の包括利益合計	19,378	81,551
四半期包括利益	623,927	585,197
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	623,927	585,197
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	829,725	699,161
減価償却費	133,840	196,550
のれん償却額	20,555	26,712
貸倒引当金の増減額( は減少)	2,258	11,270
受注損失引当金の増減額( は減少)	180,302	11,616
受取利息及び受取配当金	1,672	503
支払利息	11,849	32,419
保険解約損益( は益)	128,729	53,047
売上債権の増減額( は増加)	646,742	1,655,613
たな卸資産の増減額( は増加)	1,524,699	128,349
仕入債務の増減額( は減少)	324,788	3,857,730
前受金の増減額( は減少)	808,013	163,474
その他	30,043	596,288
小計	330,952	2,067,387
利息及び配当金の受取額	1,672	505
利息の支払額	11,849	32,705
保険金の受取額	128,729	53,047
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	147,913	159,393
営業活動によるキャッシュ・フロー	64,484	1,887,146
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	1,000,000	-
有形固定資産の取得による支出	1,575,511	60,248
有形固定資産の売却による収入	-	770
無形固定資産の取得による支出	16,086	3,273
投資有価証券の売却による収入	-	10,475
事業譲受による支出	960,131	-
その他	94,252	128,493
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,645,983	76,217
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	-	88,158
長期借入れによる収入	3,500,000	-
長期借入金の返済による支出	175,000	352,339
社債の発行による収入	-	1,491,850
配当金の支払額	73,826	73,429
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,251,173	977,922
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,256	23,354
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,537,448	856,361
現金及び現金同等物の期首残高	1,690,530	2,635,120
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,227,978	1,778,759



【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間  
(自平成23年9月1日  
至平成24年2月29日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、新たに設立したNPC Korea Co.,Ltd.を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間(自平成23年9月1日至平成24年2月29日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成23年9月1日至平成24年2月29日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間  
(自平成23年9月1日  
至平成24年2月29日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売手数料 131,953 千円	販売手数料 49,390 千円
役員報酬 83,387 千円	役員報酬 68,633 千円
給料手当 426,999 千円	給料手当 376,761 千円
旅費交通費 160,440 千円	旅費交通費 154,297 千円
支払手数料 170,232 千円	支払手数料 83,811 千円
減価償却費 45,956 千円	減価償却費 62,117 千円
研究開発費 235,385 千円	研究開発費 136,794 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成23年2月28日現在) (千円)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成24年2月29日現在) (千円)
現金及び預金勘定 3,227,978	現金及び預金勘定 1,778,759
現金及び現金同等物 3,227,978	現金及び現金同等物 1,778,759

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年9月1日至平成23年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月26日 定時株主総会	普通株式	74,339	4	平成22年8月31日	平成22年11月29日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年9月1日至平成24年2月29日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月29日 定時株主総会	普通株式	74,339	4	平成23年8月31日	平成23年11月30日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の一部行使により、資本金が112,499千円、資本準備金が112,499千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が2,287,462千円、資本準備金が2,209,876千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年9月1日至平成23年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	太陽電池製造 装置事業	真空包装機 事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	8,053,564	322,238	8,375,802	-	8,375,802
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	8,053,564	322,238	8,375,802	-	8,375,802
セグメント利益又は損失( )	563,124	29,057	534,067	447,289	981,356

(注)1. セグメント利益又は損失( )の調整額は、全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年9月1日至平成24年2月29日)

当社グループは、太陽電池事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

1. 報告セグメントの変更等に関する事項

前第2四半期連結累計期間に報告セグメントとしておりました「太陽電池製造装置事業」と「真空包装機事業」は、平成23年12月1日付の組織変更により「太陽電池事業」に統合し、単一の事業として管理することとなったため、当第2四半期連結会計期間より「太陽電池事業」の単一セグメントとしております。

なお、当該変更に伴う前第2四半期連結累計期間について、変更後の区分方法により作成した報告セグメントの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報は、変更前の「太陽電池製造装置事業」及び「真空包装機事業」の売上高及びセグメント利益又は損失の合計額が、変更後の「太陽電池事業」の売上高及びセグメント利益又は損失に該当いたします。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)
1株当たり四半期純損失金額( )	32円53銭	27円9銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額( )(千円)	604,548	503,646
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額( )(千円)	604,548	503,646
普通株式の期中平均株式数(株)	18,584,974	18,593,340

(注) 1. 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年12月1日至平成24年2月29日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年4月13日

株式会社エヌ・ピー・シー  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井 靖容 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原科 博文 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山川 幸康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌ・ピー・シーの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年9月1日から平成24年2月29日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エヌ・ピー・シー及び連結子会社の平成24年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。